

○ 山梨大学受託研究取扱規程

制定 平成26年12月24日
改正 平成29年 9月26日
改正 平成31年 1月29日
改正 令和 元年 5月31日
改正 令和 3年 3月30日

(趣旨)

第1条 山梨大学(以下「本学」という。)における受託研究(本学以外の者から委託を受けて行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいい、医学部附属病院における医薬品等の臨床研究(治験)及び臨床研究法(平成29年法律第16号)に規定された特定臨床研究に係るものを除く。以下同じ。)の取扱いについては、他の法令又はこれに基づく特別の定めのある場合のほか、この規程の定めるところによる。

(受入れの原則)

第2条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずる恐れがないと認められる場合に限り、受入れるものとする。

(受託研究の申請)

第3条 受託研究を委託しようとする者は、受託研究申込書(様式第1)を、当該学域長等を経て学長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第4条 受託研究の受入れは、学長が決定する。

2 学長は、前項の規定により受託研究の受入れを決定した場合は、受託研究受入決定通知書(様式第2)により、研究担当者の属する当該学域長等及び研究担当者に通知するものとする。

(受入れの条件)

第5条 受託研究の受入れは、次に掲げる条件を付して行うものとする。ただし、学長は、委託者が国の機関若しくは公社、公庫、公団等政府関係機関又は、地方公共団体である場合には、第3号及び第6号の条件を付さないことができる。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。
 - (2) 知的財産権等の取扱いについては、国立大学法人山梨大学知的財産ポリシー及びこれに関連する規程による。
 - (3) 受託研究に要する経費により本学が取得した設備等は、返還しないこと。
 - (4) やむを得ない事由により、受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても本学はその責を負わないこと。
 - (5) 原則として納入された受託研究に要する経費は、返還しないこと。ただし、本学が特に必要があると認める場合には、その一部又は全部を返還することがあること。
 - (6) 委託者は、受託研究に要する経費を当該研究の開始前に納付すること。
- 2 前項に規定するもののほか、学長が特に必要と認めるときは、別に条件を付すことができる。

(受入れの経費)

第6条 委託者が負担する経費の額は、謝金、研究支援者等の人件費、旅費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額(以下「直接経費」という。)及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。)の合計額とする。

2 前項の間接経費は、次に規定する額とする。

- (1) 競争的資金による受託研究においては、直接経費の30%に相当する額とする。ただし、委託者側の事情により30%に相当する額と異なる額となる場合には、委託者と本学が合意した額とする。
- (2) 競争的資金以外の受託研究においては、本学が算定して定める額とし、直接経費の30%に相当する額を標準とする。

(契約の締結)

- 第7条 受託研究契約の締結は、第4条及び次条第2項の通知に基づいて行うものとする。
- 2 学長は、受託研究契約を締結したときは、その旨を当該学域長等に通知するものとする。

(受託研究の中止又は延期)

- 第8条 研究担当者は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、次に掲げる事項を記載した報告書によりその旨を直ちに学長に報告するものとする。
- (1) 中止又は期間延長の理由
 - (2) 中止の時期又は期間延長の予定
 - (3) 中止又は期間延長のときまでに要する研究費の額
- 2 学長は、前項の報告を受けた場合、受託研究の遂行上やむを得ないと認められるときは、これを中止し、又はその期間を延長すること、及び委託者から納付された当該受託研究費の残額の処分方法を決定するものとする。

(完了した場合等の措置)

- 第9条 研究担当者は、受託研究が完了したとき又は契約に基づいて委託者に必要な通知を行う場合は、その旨を学長に報告するものとする。
- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、その旨を委託者に通知するものとする。
 - 3 研究成果については、原則として当該研究担当者が公表するものとする。この場合において、公表の時期・方法等について必要な場合には、委託者と協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月24日から施行し、平成26年10月1日から適用する。
- 2 山梨大学受託研究取扱規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月31日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

受託研究申込書（新規・継続）

年 月 日

国立大学法人山梨大学 学長 殿

【申込者】

住 所

名 称

代表者

山梨大学受託研究取扱規程第5条に掲げる条件を遵守のうえ、下記のとおり
受託研究の申込みをします。

記

1. 研究題目		(該当研究分野をチェック)
2. 委託目的及び内容		<input type="checkbox"/> ライフサイエンス <input type="checkbox"/> 情報通信 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> ナノテク・材料 <input type="checkbox"/> エネルギー <input type="checkbox"/> 製造技術 <input type="checkbox"/> 社会基盤 <input type="checkbox"/> フロンティア <input type="checkbox"/> その他 ()
3. 希望する研究期間	契約締結日～ 年 月 日 (契約日をもって研究開始日とする)	
4. 希望する契約日		
5. 研究に要する 負担経費 (消費税込) (注) 消費税額は契約締結後に 税率変更が発生したら見直す	直接経費	
	間接経費	
	合 計	
6. 希望する研究代表者		
7. 研究材料・器具等 の提供		
8. 企業等の業種 (該当するものに丸印)	農林・水産 鉱業・採石 建設 製造 インフラ 情報 運輸・郵便 卸売・小売金 融・保健 医療・福祉 他サービス 公法人等 その他 ()	
9. 事務担当者連絡先	(所属)	(氏名)
	(書類送付先) 〒	
	(TEL)	(E-mail)
10. その他 参考となる事項		

様式第2（第4条関係）

梨大社会第 号
年 月 日

大学院総合研究部 ○学域長 殿

学 長
(兼 大学院総合研究部長)
(公印省略)

受託研究受入決定通知書

下記内容に係る受託研究について受入れを決定しましたので通知します。

記

- 1. 申 込 者
○○○○株式会社
○○○○ ○○ ○○
- 2. 申 込 日 付
年 月 日
- 3. 研 究 題 目
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- 4. 研 究 担 当 者
大学院総合研究部 教授 ○○ ○○
- 5. 研究に要する経費
円（消費税込）
- 6. 研 究 期 間
契約締結日 ～ 年 月 日
- 7. そ の 他

<改正記録>

- H29. 9.26 様式の変更に伴う改正
- H31. 1.29 特定臨床研究の契約部署変更に伴う改正
- R1 . 5.31 改元に伴う改正
- R3 . 3.30 押印欄の削除に伴う改正